

雇用保険労災指導協会だより

平成24年冬季号



平成24年3期
労働保険料の納期です

指定期限までにご納付をお願いします



改正 改正育児・介護休業法（パパママ育休プラス）…2p

改正 高額療養費制度が外来にも適用（24年4月～）…3p

最低賃金全国一覧表（24年9月より順次）…4p

改正 改正労働契約法（25年4月～）…5p

改正 国民年金保険料の後納（24年10月より3年）など…6p

社会保険／編集後記…7p

経営者の方も 労災保険に入りましょう！

個人事業主、個人事業主の家族従事者
法人代表、法人役員の方が
お仕事中や通勤途中にケガ（病気）をしたら……

↓
労災保険が
適用されません



↓
事前に加入手続きをすれば
労災保険が適用になります
（特別加入）



労災保険は事業主さまの**セーフティネット**です。
仕事ができないときは**所得補償**されます。
また、障害時や死亡時には、**生涯**、**年金**が支給されます。

**息子さん、奥様…ご加入漏れはありませんか？
いま一度ご確認ください。**

給付金額と保険料の例

生涯保障
↓

希望給付基礎日額	治療費 入院費	1年間の保険料 (飲食店の場合)	休業時の所得補償 (1年の場合)	障害時の年金 (1級、年額)	死亡時の遺族年金 (遺族4名、年額)
(例1) 2万円	無料	2万5,550円	579万2,000円	626万円	490万円
(例2) 1万円	無料	1万2,775円	289万6,000円	313万円	245万円
(例3) 6,000円	無料	7,665円	173万7,600円	187万8,000円	147万円

詳しくは当会へ **03-5816-5463**

当会にて社会保険（厚生年金・健康保険）のお手続きをいたします。お電話ください。

TEL 03-5816-5463